

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

令和八年八月十七日

広島県知事 横 田 美 香

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡坂町小屋浦一丁目九二五三番一の一部、九二五三番一六、九二五三番一七、九二五三番一八、九二五三番二四の一部、九二五三番二五の一部及び九二五三番七一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一番一号

安芸郡坂町長 吉田 隆行